

淀川区発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(令和8年度第1四半期)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度淀川区役所広報誌企画編集業務委託(令和8年5月号～令和9年4月号)にかかる経費の支出について	その他	株式会社アド・エモン	5,266,800	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	令和8年度淀川区訪問型病児保育(共済型)推進事業業務委託(概算契約)の実施及び同経費の支出について	その他	認定NPO法人ノーベル	7,638,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」及び「地域見守り活動サポート事業」業務委託の実施について	その他	社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会	35,678,523	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
4	大阪市淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業(令和8年6月1日～令和10年5月31日)の実施について	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会 理事長 大垣 純一	46,102,000	令和8年6月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
5	第51回淀川区民まつり運営業務委託の実施にかかる経費の支出について	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会 理事長 大垣 純一	8,641,000	令和8年6月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度淀川区役所広報誌企画編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社アド・エモン

3 随意契約理由

当該業務は、区民へより効率・効果的に情報を周知するための誌面づくりに向けた技術力、また芸術性・創造性が求められるもので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして企画競争（コンペ方式）を採用することとした。選定の基準にあたっては、外部委員3名で構成する選定委員会での厳正なる審査を行い、最も点数の高かった事業者を選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所政策企画課（電話番号 06-6308-9404）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度淀川区訪問型病児保育（共済型）推進事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

認定NPO法人ノーベル

3 随意契約理由

本事業は、淀川区の子育て世帯が安心して子育てができるまちづくりの一環として実施する。子どもが病気の時に、確実に自宅への保育者派遣を行うために利用登録者が会費を拠出して保育料に充てる方式の共済型モデル事業として実施し、常勤就労者等のニーズに合ったサービスを提供することを目的としている。このため、高い利用者満足度・優れた事業効果をめざすために、民間事業者から広く企画提案を募集して契約相手方を選定し、受注者の持つ訪問型病児保育に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するために、公募型プロポーザル方式により契約相手方を選定することとした。学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、認定NPO法人ノーベルが契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ認定NPO法人ノーベルと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所保健福祉課（こども教育）（電話番号 06-6308-9509）

随意契約理由書

1 案件名称

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び地域見守り活動サポート事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市淀川区社会福祉協議会

3 随意契約理由

地域と行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築する必要があることから、次の①～③の機能を一体的に果たす「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」及び「地域見守り活動サポート事業」を実施する。

- ① 地域の見守り活動への支援
- ② 孤立世帯等への専門的対応
- ③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

本事業は、福祉専門職である「見守り支援ネットワークカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティの形成も行っていくものである。

①の取り組みは、要援護者情報の収集・管理に加え、地域における見守り活動の活発化の支援を行い、地域の見守り活動を通じて得られた情報から、要援護者の抱える課題を把握・分析し、②の機能に繋げていく必要がある。②は、①を実施する中から把握した要援護者情報をもとに、アウトリーチを行うことにより、現在まで支援に繋がっていない方や、支援を受けることに対して抵抗がある方に対して、粘り強く家庭訪問を行うことなどにより、本人のニーズと専門的判断に基づき、既存の地域資源・福祉サービスに繋げていく必要がある。さらに、既存のサービスがない場合には、新たな活動やサービスの開発に向けた提言も求められる。③は、認知症高齢者等が行方不明時に早期に発見するための取り組みであるが、協力者を拡大し、見守りネットワークの構築を行うことも視野に入れて実施していく必要がある。

以上のように、これらの事業は地域を基盤にして要援護者の支援を行うものであり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものである。福祉分野の専門的知識やノウハウだけでなく、行政と地域との中間支援組織としての機能を有することが求められる。

さらに、前述したとおり本事業は、地域における支援であることから対象者が幅広く、名簿情報の収集・整理や地域において潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応・地域の組織化に向けた積極的な支援も求められ、業務内容は非常に広範囲に及び、「見守り支援ネットワークカー」が、疲弊することのないよう、「見守り支援ネットワークカー」に対するフォロー体制の確保も必要であると考えられる。

淀川区社会福祉協議会は、平成 26 年 4 月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる

連携協定書を締結しており、行政との役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働して地域福祉の推進を図っている。さらに、福祉の専門職団体で構成される社会福祉協議会は専門職同士で助言・相談を行う協力体制が構築され、「見守り支援ネットワーク」のフォロー体制とともに、より良い支援を展開していくことが期待される。

このことから、事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所保健福祉課（保健福祉）（電話番号 06-6308-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託（令和8年6月から令和10年5月契約分）（長期継続契約）

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

「淀川区まちづくりセンターの運営」「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」及び「多様な主体との連携・協働の促進」の業務を実施するためには、支援対象となる地域活動協議会及び企業・NPO・専門学校・各種団体等に対して、様々な課題やニーズに対応した支援が必要となる。当区においては、そうした本事業の目的を効果的に果たすうえで重要となる支援にかかるノウハウを持ち得ていないことから、民間事業者の持つアイデア・ノウハウや特性を活かした業務の実施手法を広く募集したいと考えている。また、本件を円滑かつ効果的に実施するためには、提案事業者が地域活動の自律的な運営に向けた政策的観点や課題について十分に理解し、効果的に事業を実施する能力を有している必要がある。そのような条件のもと、学識経験者等で構成する選定会議において、契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定する方法が、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、当区の施策の推進に寄与するものである。

以上の理由から、本事業にかかる契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして考え、公募型プロポーザル方式を採用する。

具体的な選定の方法、経過については以下のとおり。

大阪市淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業に係る委託事業者を公募型プロポーザルにより選定した。委託事業者の選定過程において、大阪市のHPを活用し20日以上のお公募期間を確保する等、広く事業者を募り、1社から応募があった。

1社による企画提案書・プレゼンテーション等を申請事業者の匿名化を行ったうえで、学識経験者等からなる外部選定委員3名によって審査し、選定要件である全委員の平均が70点を超えたので委託事業者を選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所 市民協働課 (電話番号 06-6308-9734)

随意契約理由書

1 案件名称

大第 51 回淀川区民まつり運営業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は企画、運営を主とする事業内容で、事業体としての過去の実績におけるノウハウや企画力を活かしながら、市民活動団体・企業等とも協働することで、企画段階から住民ニーズを把握し、多様な協働による住民主体のコミュニティ活性化のための事業とすることを重要視していることから、提案事業者の創意工夫等によって事業成果に相当の差異が生じると認められるものである。そのため、公募型プロポーザルの実施により委託予定事業者を選定した。

1 者から企画提案書の提出があり、選定会議において選定委員が審査項目を評価し採点した点数を集計した結果、選定基準点に達したため、委託事業者として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所 市民協働課 (電話番号 06-6308-9734)